

建築物解体工事特記仕様書

(平成26年改訂版)

※平成26年5月1日以降適用

I 工事概要

- 1 工事名
- 2 工事場所 ○○○市住宅地図（H 年版 P × ）
- 3 敷地面積
- 4 用途地域等
- 5 解体規模

建築物	棟 No			
	棟 名 称			
	構 造			
	階 数			
	建 築 面 積			
	延べ床面積			
	建 築 年			
その他	・ 建築物内の残存什器類の処分			
	・			

II 解体工事仕様

- 1 共通仕様

図面及び本仕様に記載されていない事項は、国土交通大臣官房官庁営繕部制定「建築物解体工事共通仕様書（平成24年版）（以下、「解体共通仕様書」）という。」「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成25年版）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成25年版）」、「建築工事安全施工技術指針」、「建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）」、「建設副産物適正処理推進要綱」による。
- 2 特記仕様書の適用等
 - (1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
 - (2) 特記事項は●印の付いたものを適用する○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
●印と※印が付いた場合は、共に適用する。
 - (3) 特記事項に記載の（ ）内表示番号は、解体共通仕様書の当該項目、当該図面又は当該表を示す。

章	項 目	特記事項
1 一般 共通 事項	1 一般事項	・ 工事にあたっては、近隣住民や通行人に対する安全の確保に努めること。 ・ 工事にあたっては、構造物の状況や工事現場周辺の環境状況を検討した上で、騒音規制法、振動規制法等の関係諸法令を遵守し、必要な措置を講じること。 ・ 工事施工中に予期せぬ事態や疑義が生じた場合は、監督員に報告の上、指示に従い適正な処理を行うこと。 ・ 工事に伴う官公庁への届け出等の手続き（その費用を含む。）及び工事用電気・水道等の使用に係る費用は、受注者の負担とする。 ・ 工事による発生材は、産業廃棄物処理法及び建設リサイクル法等の関係諸法令を遵守し、監督員の承諾を得て適正に処分すること。 ・ 受注者は、監督員と随時打ち合わせを行い、工程の確認・調整及び工事の円滑な進捗を図ること。
	2 工事实績情報の登録	※適用する ・ 適用しない (1. 1. 4)

1
一般
共通
事項

3 工事写真

工事中、完成時ともカラー写真とする。
撮影対象等は「工事写真の撮り方 建築編 営繕工事写真撮影要領 平成24年版」による他、次の箇所とする。

分類	規格	撮影箇所	提出部数
着 工 前	サービス版	・敷地全景 ・解体建築物全景 棟毎 ・解体外構工作物、設備等毎	部
工 事 中	サービス版	・仮設物（仮囲、仮設WC、仮設事務所、工事看板等） ・分別解体の経過状況（作業順） ・基礎解体後の最深部 ・埋め戻し状況 ・伐採、伐根状況 ・屋外埋設物撤去状況 ・供給設備関係の処理状況 ・公害対策状況 ・解体機械、発生材運搬車両 ・発生材処分先及び搬入写真 ・振動、騒音測定状況写真 ・その他監督員が必要と認め、指示した箇所	部
完 成 時	サービス版		部

この写真はデジタル写真も可とし、その仕様等は監督員の指示による。

4 電気保安技術者

・適用する ※適用しない

(1. 3. 3)

5 施工条件

関連工事による施工時期の調整

・有（内容： ）
・無

施工時期・時間の制限

※指定しない

部位別施工順序

※指定しない

工事用車両の駐車場所

・有（図示）
・有（図示）

資機材置場所

・有（図示）
・有（図示）

関係機関等との協議の未成立事項

・有（内容： ）
・無

関係機関等との協議結果

・有（内容： ）
・無

(1. 3. 5)

1 一般 共通 事項	6 施工計画書等	・ 工程表・施工計画書・仮設計画書等は、工事契約締結後速やかに監督員に提出し、承諾すること。 (1. 2. 2) ・ 建築物の解体工事の施工計画書の作成にあたっては、建設副産物リサイクル広報推進会議が発刊した「建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い」などを参考に有害物質等の事前調査をすること。また、事故防止（特に外壁等の崩落による公衆災害の防止）を図るため関係する法令、指針等を遵守するほか、特に以下に留意しなければならない。 ・ 『建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン（平成15年7月3日付け国土交通省住宅局長通達）』参照。 ガイドラインの抜粋 1 施工計画等の作成に当たっては、解体対象物の構造、立地条件等を事前に充分調査、把握し、事故防止に十分配慮した解体工法・解体手順等を決定すること 2 請負者は、設計図書等を充分把握するとともに、実況が設計図書と異なることを想定し、各構造部分の十分な目視確認するとともに、特殊構造の建築物の解体にあつては、必要に応じて構造の専門家と十分協議し、安全性を考慮した工法を選択すること。 3 請負者は、解体工事途中段階で想定外の構造、鉄骨の腐食、設備等が判明した場合は、工事を一旦中止し、監督員に報告した上で、施工計画の修正を検討すること。 4 請負者は、公衆災害を防止する観点から、特に①建築物の外周部が張り出している構造の建築物、②カーテンウォール等、外壁が構造的に自立していない工法の建築物の解体工事の施工にあたっては、工事の各段階において構造的な安定性を保つよう、工法を選択等を適切に行うこと。 5 請負者は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、プレキャストコンクリート造等の異種構造の接合部、増改築部分と従前部分の接合部等の解体については、特に接合部の強度等に十分配慮した施工計画を作成、工事の実施を行うこと。
	7 施工中の安全確保及び環境保全	・ 「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」（平成9年建設省告示第1537号）に基づき、指定された建設機械を使用する。 (1. 3. 6) ・ 「建設機械に関する技術指針（平成3年建設省通知第247号）」に基づき、指定された排出ガス対策型建設機械を使用する。 (1. 3. 6) ・ 地下埋設物等による有出ガス（炭酸ガス、一酸化炭素、及びメタンガス等）の発生への対処、地下構造物の撤去時における周壁崩落事故及び転落事故防止の安全対策に十分注意すること。 ・ 作業に必要な酸素、アセチレン、及び軽油等の危険物は所定の位置に施錠の上保管、若しくは現場外に搬出する等管理を徹底すること。 労働災害及びその他の事故発生等を防止するための注意と、常時の点検を作業員に徹底させること。 ・ 作業開始前に当日の工事打ち合わせを実施し、公害及び第三者に対する事故防止に努めること。
	8 交通安全管理	関係機関との協議 (1. 3. 7) ・ 必要（関係機関： ） ・ 必要なし ・ 配置する（ ・ 警備業法第18条に規定する特定の種別の警備業務 ・ 任意 ） （ ヶ月× 人） ・ 配置しない 特定の種別の警備業務は、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）及び秋田県公安委員会告示第144号（平成18年10月6日）による。
	9 発生材の処理等	・ 引き渡しを要するもの _____ (1. 3. 10) ・ 現場再利用発生材 _____
	10 近隣との折衝等	・ 工事着手前に近隣住民等へ工事内容を周知するとともに、着手後は週間の作業内容を掲示等により知らせること。 ・ 住民説明会の開催 ※実施する ・ 実施しない
	11 解体作業中の騒音及び振動調査	・ 解体作業中の騒音、振動調査 ※実施する（ ・ 常時測定 ・ 測定回数 回） ・ 実施しない

12 事前調査	・受注者は、必要に応じて付近の地盤沈下の状況、近隣建物の壁、建具の建て入れ状況、内外装・土間等のクラック状況を調査・記録・写真撮影し事後に備えること。さらに、工事の施工により、近隣施設等に損傷を与えた場合には、現状に復旧すること。 ・近隣事前調査の実施（内容は図面指示） ※今回工事で行う ・今回工事で行わない。（別途 ）						
13 完成図書等	・完成図書 ※製本1部 - 製本形式 ※チューブファイル ※完成図書に綴じこむもの ※敷地現況図 記入事項 ・敷地境界線 ・道路境界線、道路幅員、排水溝等 ・方位 ・敷地内残存工作物、立木、電柱、電話柱等 ・敷地内設備位置（給水引き込み位置、下水樹位置） ・整地後レベル（ mグリッド） ※その他監督員の指示するもの ・添付するもの（記録として保存すべき施設で、建設時の図面がない場合に限る。） ・A3版 縮小原図（配置図、平面図、立面図、仕上表、一般断面図）とする。						
14 電子納品等	※電子納品対象工事 ・電子納品対象外工事 C D－R（監督員提出用） （ 部 ） C D－Rに格納するもの ※敷地現況図（※C A D ※P D F） ※監督員が指示した図面等 ※工事概要ファイル 受注者は、次により電子納品を行うものとする。 ただし、監督職員の承諾があった場合はこの限りでない。 (1) 完成図等は、「官庁営繕事業に係わる電子納品運用ガイドライン（営繕工事編）、営繕工事電子納品要領【平成24年版 国土交通省大臣官房官庁営繕部】」、「官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン（案）等の運用の改正について（平成26年4月25日付け営第85号）」（以下、「要領等」という。）に基づいて作成すること。 「要領等」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定するものとする。 (2) 電子データは、「要領等」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成すること。 (3) 設計監理業務として行う営繕年報作成のため、工事諸元情報の提供に協力すること。						
15 技術検査	・中間検査 ※実施する (1. 6. 2) ・実施しない <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="width: 20%;">回数</th><th style="width: 80%;">中間検査の時期</th></tr> <tr> <td>第1回</td><td></td></tr> <tr> <td>第2回</td><td></td></tr> </table> ・完成検査 ・解体・発生材処分後は、マニフェスト等の整理を行い、施工管理資料として速やかに監督員に提出のこと。 ・完成検査時には、地中工作物撤去確認のための掘削機械（バックホー 立米）を準備すること。	回数	中間検査の時期	第1回		第2回	
回数	中間検査の時期						
第1回							
第2回							
2 仮設工事	1 騒音・粉塵等の対策（仮囲い等） (2. 2. 1) ・仮囲い ・設ける（範囲、位置、延長等は図示） ・万能鋼板（H＝ ） ・単管シート（H＝ ） ・枠組足場シート（H＝ ） ・防音パネル（H＝ ） ・パネルゲート（W＝ H＝ ） × 力所 ・シートゲート（W＝ H＝ ） × 力所 ・仮設鉄板 ・設ける ・設けない ・設けない ・波形鉄板（H＝ ） ・防音シート（H＝ ）						

2 監督員事務所	※設ける ・ 設けない ・ 10 m ² 程度 ・ 20 m ² 程度 ・ 35 m ² 程度 ・ 65 m ² 程度 ・ 100 m ² 程度 ※ 請負者事務所の中に監督員用スペース m ² 程度確保する。 備品は下記のを備える。 机、いす、電話、書棚、黒板、ゴム長靴、雨合羽、保安帽、安全帯、冷暖房機器、 その他監督員の指示するもの																
3 工事表示板の設置	監督員が指定する位置に一箇所設置する。 表示時期は工事着工時から完成時までとする。 表示板の形式 <table><tr><th colspan="2">解体工事の表示</th></tr><tr><td>工 事 名 称</td><td></td></tr><tr><td>構 造 ・ 規 模</td><td></td></tr><tr><td>工 事 期 間</td><td>平 成 年 月 日 ～ 平 成 年 月 日</td></tr><tr><td>建 築 主</td><td></td></tr><tr><td>設 計 者</td><td></td></tr><tr><td>工 事 監 督 者</td><td>秋 田 県 建 設 部 営 繕 課 又 は 地 域 振 興 局 建 設 部</td></tr><tr><td>工 事 施 工 者</td><td></td></tr></table> 注 1 表示板は、風圧に耐えるよう配慮すること。 2 地色は、マンセル記号 1 G Y 7. 5 / 8 とし黒文字（角ゴシック）で表現する。 3 建築主は、契約担当者名とすること。 4 表示板の大きさ ※ 1 号（横 180 cm × 縦 90 cm） ・ 2 号（横 240 cm × 縦 120 cm） ・ 3 号（横 360 cm × 縦 180 cm） ・ その他（ ）	解体工事の表示		工 事 名 称		構 造 ・ 規 模		工 事 期 間	平 成 年 月 日 ～ 平 成 年 月 日	建 築 主		設 計 者		工 事 監 督 者	秋 田 県 建 設 部 営 繕 課 又 は 地 域 振 興 局 建 設 部	工 事 施 工 者	
解体工事の表示																	
工 事 名 称																	
構 造 ・ 規 模																	
工 事 期 間	平 成 年 月 日 ～ 平 成 年 月 日																
建 築 主																	
設 計 者																	
工 事 監 督 者	秋 田 県 建 設 部 営 繕 課 又 は 地 域 振 興 局 建 設 部																
工 事 施 工 者																	
4 工事用水及び電力	工事用水 構内既存の施設 ・ 利用できる （※有償 ・ 無償） ・ 利用できない 工事用電力 構内既存の施設 ・ 利用できる （※有償 ・ 無償） ・ 利用できない																
5 工事現場のイメージアップ	・ 行う ※行わない																

3

解体施工

1	解体方法	解体内容 (3. 3. 1) (3. 4. 1) (3. 5. 1) (3. 6. 1) (3. 6. 2) (3. 7. 1) (3. 7. 2) (3. 8. 1) (3. 8. 2) (3. 9. 1) (3. 10. 1) <table><tr><th>部 位</th><th colspan="3">内 容</th></tr><tr><td>・ 解体建築物</td><td colspan="3">・ 木造 ・ ＣＢ造 ・ Ｓ造 ・ ＲＣ造 ・ ＳＲＣ造</td></tr><tr><td>・ 建築設備</td><td>電気設備 機械設備</td><td>・ 内部 ・ 内部</td><td>・ 外部引込注 ・ 埋設</td></tr><tr><td>・ 内・外装材</td><td colspan="3">※手作業 ・ 手作業及び機械による作業</td></tr><tr><td>・ 屋根葺き材</td><td colspan="3">葺き材種類 ()</td></tr><tr><td>・ 屋根防水</td><td colspan="3">防水仕様 ()</td></tr><tr><td>・ 躯体</td><td colspan="3">・ 手作業及び機械による解体作業 ・ 機械解体作業</td></tr><tr><td>・ 基礎等</td><td colspan="3">・ 杭基礎 ・ 独立基礎 ・ 布基礎 ・ ベタ基礎</td></tr><tr><td>・ 杭の解体</td><td colspan="3">※有り ・ 残置 杭解体方法 ・ 引き抜き工法 ・ 破碎工法</td></tr><tr><td>・ 構内舗装等</td><td colspan="3">舗装材種類：</td></tr><tr><td rowspan="3">・ 樹木</td><td>・ 伐採</td><td>※行う (本)</td><td>・ 残す</td></tr><tr><td>・ 抜根</td><td>※行う (箇所)</td><td>・ 残す</td></tr><tr><td>・ 移植木</td><td>・ 有り (移植先：)</td><td>・ 無し</td></tr><tr><td>・ 地下埋設物</td><td colspan="3">・ 有り (埋設物：) ・ 無し</td></tr></table> ・ 解体施工は、低振動・低騒音型の機械器具等の選定に心がけ、解体材等の破片や粉塵の飛散を防止するため、防音シートや散水等により騒音・振動の減少、粉塵の防止に努めること。 ※ 特定石綿等（アスベスト）の存在が想定される建築物の解体にあつては、労働安全衛生法、同施行令及び石綿障害予防規則に従い、建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策等を実施し、健康障害の予防対策の一層の推進を図ること。 アスベストの除却は、6章による。	部 位	内 容			・ 解体建築物	・ 木造 ・ ＣＢ造 ・ Ｓ造 ・ ＲＣ造 ・ ＳＲＣ造			・ 建築設備	電気設備 機械設備	・ 内部 ・ 内部	・ 外部引込注 ・ 埋設	・ 内・外装材	※手作業 ・ 手作業及び機械による作業			・ 屋根葺き材	葺き材種類 ()			・ 屋根防水	防水仕様 ()			・ 躯体	・ 手作業及び機械による解体作業 ・ 機械解体作業			・ 基礎等	・ 杭基礎 ・ 独立基礎 ・ 布基礎 ・ ベタ基礎			・ 杭の解体	※有り ・ 残置 杭解体方法 ・ 引き抜き工法 ・ 破碎工法			・ 構内舗装等	舗装材種類：			・ 樹木	・ 伐採	※行う (本)	・ 残す	・ 抜根	※行う (箇所)	・ 残す	・ 移植木	・ 有り (移植先：)	・ 無し	・ 地下埋設物	・ 有り (埋設物：) ・ 無し		
部 位	内 容																																																							
・ 解体建築物	・ 木造 ・ ＣＢ造 ・ Ｓ造 ・ ＲＣ造 ・ ＳＲＣ造																																																							
・ 建築設備	電気設備 機械設備	・ 内部 ・ 内部	・ 外部引込注 ・ 埋設																																																					
・ 内・外装材	※手作業 ・ 手作業及び機械による作業																																																							
・ 屋根葺き材	葺き材種類 ()																																																							
・ 屋根防水	防水仕様 ()																																																							
・ 躯体	・ 手作業及び機械による解体作業 ・ 機械解体作業																																																							
・ 基礎等	・ 杭基礎 ・ 独立基礎 ・ 布基礎 ・ ベタ基礎																																																							
・ 杭の解体	※有り ・ 残置 杭解体方法 ・ 引き抜き工法 ・ 破碎工法																																																							
・ 構内舗装等	舗装材種類：																																																							
・ 樹木	・ 伐採	※行う (本)	・ 残す																																																					
	・ 抜根	※行う (箇所)	・ 残す																																																					
	・ 移植木	・ 有り (移植先：)	・ 無し																																																					
・ 地下埋設物	・ 有り (埋設物：) ・ 無し																																																							
2	解体後の整地等	・ 解体撤去後は、次により設計ＧＬに整地すること。 (3. 11. 1) 埋め戻し土 ・ 現場発生土利用 ・ 山砂利用 (立米) ・ 他現場での建設発生土（堆積場所) ・ 整地表面は、解体で発生した再生砕石で敷きならすこと。 ・ 解体後の敷地境界には、松杭及びビニルロープ等による囲障を設置すること。 ・ 整地後、解体済建築物位置に縄張りを行うこと。																																																						

4 建設 廃棄物 の 処 理	1 再資源化等	・ 特定建設資材廃棄物の再資源化及び再資源化が必要な発生材 (4. 4. 1(a)) <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>再資源化等をする施設名・住所・搬出距離 (km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>建 設 発 生 土</td><td></td></tr> <tr><td>コ ン ク リ ー ト 塊</td><td></td></tr> <tr><td>ア ス フ ァ ル ト 塊</td><td></td></tr> <tr><td>建 設 木 く ず</td><td></td></tr> <tr><td>金 属 類</td><td></td></tr> <tr><td>小 型 二 次 電 池</td><td></td></tr> </tbody> </table> ・ 建設資材の廃棄物の再資源化 (4. 4. 1 (c)) <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>再資源化等をする施設名・住所・搬出距離 (km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>・ 蛍光ランプ</td><td></td></tr> <tr><td>・ H I Dランプ</td><td></td></tr> <tr><td>・ 硬質塩化ビニール管類</td><td></td></tr> <tr><td>・</td><td></td></tr> <tr><td>・</td><td></td></tr> </tbody> </table> ・ 指定建設資材廃棄物（木材）として縮減 (4. 4. 1 (d)) (理由：) ・ 再資源化された建設廃棄物の現場での利用 (4. 4. 1 (f)) ・ 有り (種類：) ・ 無し ・ 秋田県建設副産物対策に係わる取扱い要領に基づき、工事着手前に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を、また工事完成時に同計画書の実施書を監督員に提出するものとする。	種 類	再資源化等をする施設名・住所・搬出距離 (km)	建 設 発 生 土		コ ン ク リ ー ト 塊		ア ス フ ァ ル ト 塊		建 設 木 く ず		金 属 類		小 型 二 次 電 池		種 類	再資源化等をする施設名・住所・搬出距離 (km)	・ 蛍光ランプ		・ H I Dランプ		・ 硬質塩化ビニール管類		・		・	
	種 類	再資源化等をする施設名・住所・搬出距離 (km)																										
	建 設 発 生 土																											
	コ ン ク リ ー ト 塊																											
ア ス フ ァ ル ト 塊																												
建 設 木 く ず																												
金 属 類																												
小 型 二 次 電 池																												
種 類	再資源化等をする施設名・住所・搬出距離 (km)																											
・ 蛍光ランプ																												
・ H I Dランプ																												
・ 硬質塩化ビニール管類																												
・																												
・																												
2 産業廃棄物広域認定制度の適用	・ 産業廃棄物広域認定制度の適用 ・ 有り ※無し (4. 4. 2) <table border="1"> <thead> <tr> <th>適用廃棄物種類</th> <th>使用部位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	適用廃棄物種類	使用部位																									
適用廃棄物種類	使用部位																											
3 最終処分	・ 最終処分する建設廃棄物及び最終処分場 (4. 4. 4) <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>最終処分場 施設名・住所・搬出距離 (km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>・</td><td></td></tr> <tr><td>・</td><td></td></tr> <tr><td>・</td><td></td></tr> <tr><td>・</td><td></td></tr> </tbody> </table> ・ 本工事で発生する建設副産物のうち、県内の最終処分場に搬入する建設副産物については、秋田県産業廃棄物税が課税されるので、適正に処理すること。	種 類	最終処分場 施設名・住所・搬出距離 (km)	・		・		・		・																		
種 類	最終処分場 施設名・住所・搬出距離 (km)																											
・																												
・																												
・																												
・																												
4 処理に注意する建設廃棄物	・ 処理に注意する建設廃棄物の処理 (4. 5. 1) <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>処分場 施設名・住所・搬出距離 (km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>・ C C A 処理木材</td><td></td></tr> <tr><td>・ ひ素・カドミウム含有石膏ボード</td><td></td></tr> <tr><td>・</td><td></td></tr> <tr><td>・</td><td></td></tr> </tbody> </table>	種 類	処分場 施設名・住所・搬出距離 (km)	・ C C A 処理木材		・ ひ素・カドミウム含有石膏ボード		・		・																		
種 類	処分場 施設名・住所・搬出距離 (km)																											
・ C C A 処理木材																												
・ ひ素・カドミウム含有石膏ボード																												
・																												
・																												

5 特別管理産業廃棄物の処理等	1 特別管理産業廃棄物等の処分等	・ 特別管理産業廃棄物の処分 (5. 4. 1) (5. 4. 3) (5. 4. 4) (5. 4. 5) (5. 4. 6)			
		種類	分析調査	保管処分	保管場所及び処分先
		・PCB を含む機器類	・ 行う ・ 行わない	・ 保管 ・ 処分	
		・PCB 含有シーリング材	・ 行う ・ 行わない	・ 保管 ・ 処分	
		・ 廃油	・ 行う ・ 行わない	・ 保管 ・ 処分	
		・ 廃酸・廃アルカリ	・ 行う ・ 行わない	・ 保管 ・ 処分	
		・	・ 行う ・ 行わない	・ 保管 ・ 処分	
6 アスベスト含有建材の除去等	1 一般事項	・ アスベスト含有調査 ・ 行う ※ 行わない (6. 1. 2) ・ アスベスト粉塵濃度測定 ※ 行う ・ 行わない (6. 1. 3)			
		測定を行う場合の時期等			
		測定時期	測定場所	測定点数	
		・			
		・			
		・			
		※ アスベスト粉塵濃度測定 of 時期等は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書・同解説（平成24年版）」の解説6. 1. 3を参照のこと。 ※アスベスト含有建材の除去に当たっては、石綿作業主任者（石綿作業主任者技能講習修了者）の選任をすること。除去に従事する除去作業者は石綿則に基づく特別の教育を受けたものとする。 (6. 2. 2～3)			

6 ア ス ベ ス ト 含 有 建 材 の 除 去 等	2 建築設備に使用されているアスベスト含有材の処理	・ 建築設備に使用されているアスベスト含有材の処理 (6. 1. 1)		
		使用の有無	使用設備の種類	処理方法
		・ 有り ・ 無し	・ ・	
6 ア ス ベ ス ト 含 有 建 材 の 除 去 等	3 アスベスト含有吹付け材の除去	・ アスベスト含有吹付け材の処理等 (6. 3. 2)		
		建材の種類	使用部位	除去工法
		・ アスベスト含有吹付け材		※ (6. 3. 2) による除去工法 ・ 特殊工法 ()
				※密封処理 ・ セメント固化 ・ 特殊処理 ()
処分場 ※ (一財) 秋田県総合公社 環境保全局【所在地 大仙市協和上淀川】				
6 ア ス ベ ス ト 含 有 建 材 の 除 去 等	4 アスベスト含有保温材等の除去	・ アスベスト含有保温材の処理等 (6. 4. 2)		
		使用材料名	使用部位	除去工法
		・		※手ばらし ・ (6. 3. 2) による除去工法 ・ 特殊工法 ()
				※密封処理 ・ 特殊処理 ()
処分場 ※ (一財) 秋田県総合公社 環境保全局【所在地 大仙市協和上淀川】				
6 ア ス ベ ス ト 含 有 建 材 の 除 去 等	5 アスベスト含有成形版の除去	・ アスベスト含有成形版の処理等 (6. 5. 2)		
		使用材料名	使用部位	除去工法
		・		※手ばらし ・ 特殊工法 ()
				※飛散防止措置 ・ ()
処分場 ※ (一財) 秋田県総合公社 環境保全局【所在地 大仙市協和上淀川】				
7 特 殊 な 建 設 副 産 物 の 処 理	1 特別管理産業廃棄物等の処分等	・ 特殊な建設副産物の処分 (7. 3. 2~7)		
		種類	回収及び処分等	処分先等
		・ 冷媒フロン	※登録を受けた回収業者に回収委託	
		・ 建材用断熱材フロン	※処分	
		・ ハロン	※ハロン消火設備設置業者に回収	
		・ イオン化式感知器	※製造業者に引渡し	
		・ 六ふっ化硫黄ガス	※製造業者に回収委託	
		・ P F O S	※処理業者に処理委託	
		・ 特定化学物質	・ 回収 ・ 処分	
		・		
		・		
	秋 田 県 建 設 部 営 繕 課			